



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL: 03-3437-5466 FAX: 03-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL: +81-3-3437-5466 FAX: +81-3-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

東京都個人情報保護審査会 会長 樋渡 利秋 殿

公益社団法人 自由人権協会
代表理事 喜田村 洋 一
同 紙 谷 雅 子
同 芹 澤 齊
同 升 味 佐江子

2022年1月24日

申 入 書

1 申入れの趣旨

東京都個人情報保護審査会は、東京都個人情報の保護に関する条例25条の4に基づき審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申出があったときは、可能な限り積極的に実施するよう再度求める。

2 本申入れの経緯

当協会は、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という）において東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という）25条の4に基づく口頭意見陳述の実施状況（ただし、実施機関による口頭意見陳述を除く）が2009年5月29日に行われた諮問第174、181、183号の口頭意見陳述の2件を最後に、全く実施されていないことから、条例25条の4に基づき審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申出があったときは、可能な限り積極的に実施するよう求める2019年2月14日付申入書（以下「前申入書」という）を審査会宛てに提出した。

そして、当協会において、2019年2月14日から2021年7月20日までの間に審査会に諮問されていた案件の中で、条例25条の4に基づき、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の希望を申し出た文書及び同希望を口頭で申し出た旨を聴取記録した文書について東京都情報公開条例に基づき開示請求を行って調査したところ、そのような文書が26通存在することが確認できた。

それにもかかわらず、本日に至るまで、審査会において上記文書に対応する口頭意見陳述は一切行われていない。

このような状況を踏まえ、当協会は、条例25条の4に基づく口頭意見陳述の申出があったときは、可能な限り積極的に実施するよう、再度求める。

3 口頭意見陳述が積極的に行われなければならないこと

(1) 前申入書3項で指摘したとおり、行政不服審査法が書面審査を原則にしながら、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者・・・に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない」(同法31条1項)との規定を置き、審査請求人又は参加人に意見陳述の機会を必ず与えることにしているのは、書面の文字表記では表現し切れない強調したい部分や、微妙なニュアンスを伝えたりするなどして、審査請求人又は参加人の主張、真意をより正確に伝えることができる等、書面審査の補完的機能が認められるとともに、審理員の質問により、争点整理や不明点の明確化など、審査の充実化という重要な目的に資するためである。

条例25条の4は「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる」と規定している。しかし、すでに述べたとおり、2019年2月14日から2021年7月20日までの間に審査会に諮問されていた案件の中で、条例25条の4に基づき、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の希望を申し出た文書及び同希望を口頭で申し出た旨を聴取記録した文書が26通存在するにもかかわらず、審査会においてこの文書に対応する口頭意見陳述は全く実施されていない。

これほどの長期間にわたり口頭意見陳述が全く実施していないことからすれば、審査会は、口頭意見陳述の希望の有無にかかわらず、個別の申出理由を十分に精査することなく、すべての案件で口頭意見陳述を実施しないという運用を継続しているというほかない。

このような審査会の口頭意見陳述に対する運用は、口頭意見陳述の実施に消極的な姿勢を更に強化するものであり、適正手続の保障を定めた憲法31条の精神にも反するものであり、直ちに改められなければならない。

(2) 他方で、前申入書4項で指摘したとおり、審査会は、実施機関から口頭意見陳述の申出があったときは、適宜、説明聴取を実施してきており、前申入書提出(2019年2月14日)から2021年7月20日時点までの間にも1件の説明聴取が実施されている。実施機関に口頭意見陳述の機会を与える法令上の根拠は、審査請求人の口頭意見陳述と同じ条例25条の4であるが、実施機関の申出に対しては、説明聴取を実施していながら、審査請求人の申出に対しては2009年5月から12年以上も口頭意見陳述を一切実施しておらず、そのような運用が常態化している。

この現状は、あまりにも一方的な運用であり、明らかに公平性、バランスを欠いている。この観点からも、審査会の運用は直ちに改められなければならない。

(3) 審査会において口頭意見陳述が実施されていないことについては、2019年2月8日付けの東京新聞(朝刊)記事において報道された(以下「本件記事」という)。本件記事では、埼玉県情報公開審査会における口頭意見陳述について、「2018年度は不服申し立てのあった7件のうち2件で意見陳述された。県の担当者は『意見書に追加したい主張や、具体的な説明ができる』と意義を話す。」とされているほか、「神奈川県も意見陳述を希望するかを文書で確認。件数は集計していないが、県の担当者は『18年度は1～2件あった。意見書で分からなか

った点を、審査会の委員が質問できる利点がある』と説明する。」とされている。

このような本件記事における埼玉県担当者及び神奈川県担当者の説明からも、審査会における口頭意見陳述の実施により、意見書に記載した内容が口頭による説明で補完されるほか、審査会の委員が意見書の記載のみからは分からなかった点を審査請求人側に直接質問する機会が得られるなど、審査会の審査の充実化を図ることができたことが明らかとなっている。

したがって、審査の充実化を図るという重要な目的に資する口頭意見陳述は、少なくとも審査請求人又は参加人から申出がある場合には、できる限り積極的に行われなければならない。

4 口頭意見陳述の実施は審査会の迅速性を損なうものではないこと

本件記事では、口頭意見陳述が実施されなくなった経緯に関する都幹部の説明として「都幹部によると、数年前、事務局（都）から、審査の迅速化のために意見陳述は原則として取りやめることを提案し、審査会が了承した」とされており、また、東京都情報公開課の説明として、「意見陳述は意見書で伝えきれない部分を補う機会だが、感情的に話し続ける人もいて審査が長引く原因にもなっていた。迅速化のため請求者に書き方を指導し、意見書を充実させてきた」とされている。

上記の都幹部及び東京都情報公開課の説明は、東京都情報公開審査会で口頭意見陳述が実施されなくなった経緯に関するものである。しかし、ウェブサイト上に公開されている東京都情報公開審査会及び東京都個人情報保護審査会の議事概要によれば、両審査会に同一人物（東京都情報公開課長ら）が出席しているから、両審査会は共通の事務局が担当していると考えられる。したがって、上記の都幹部及び東京都情報公開課の説明は、東京都情報公開審査会のみならず、東京都個人情報保護審査会で口頭意見陳述が実施されなくなった経緯についても、同様に当てはまるものである。

そして、これらの都幹部及び東京都情報公開課の説明によれば、審査会は、審査の迅速化を図ることを理由に口頭意見陳述を原則として実施しない取扱いとしていると思われる。

しかし、審理の迅速化は、口頭意見陳述の時間に相当な時間を確保したうえで時間の上限を設けることや、回数を限定するなどの工夫をすることにより十分実現可能である。本件記事において、全国市民オンブズマン連絡会議の新海悟事務局長も「審査が長引くなら一時間だけなどと限度を決めればいい」と述べたとされている。

また、審査会における諮問案件の中で、口頭意見陳述の申出がある件数は限られており、申出がある場合に口頭意見陳述を実施したとしても、審査会の審査全体の遅延が生じるおそれも低い。

むしろ、審査の迅速化を理由に審査請求人による口頭意見陳述を一律に原則実施しないことは、審査会の審査の形骸化を招くおそれが高い。

このように、審査会において口頭意見陳述を実施したとしても、その実施方法を工夫することで審理の迅速化を図ることは十分に可能であるし、口頭意見陳述の実施により審理の遅延が生じるおそれも低く、口頭意見陳述の実施は審査会の迅速性

を損なうものではない。

5 結語

以上のとおり、口頭意見陳述の実施は、書面審査の補完や、審査の充実化という重要な目的に資するものであるうえ、口頭意見陳述の実施により審理の迅速化を損なうおそれも低い。

しかしながら、すでに述べたとおり、審査会は、前申入書の提出を受けた後も、2019年2月14日から2021年7月20日までの間に、審査請求人又は参加人が口頭意見陳述を申し出たことが分かる文書が26通存在するにもかかわらず、現時点に至るまで、これについて一切口頭意見陳述を実施していない。

このような審査会の運用は、前申入書で指摘した口頭意見陳述の趣旨を全く尊重せず、口頭意見陳述の実施に消極的な姿勢を更に強化するものであり、直ちに改められなければならない。

そこで、当協会は、審査会において、口頭意見陳述の実施に対する現在の消極姿勢を改め、口頭意見陳述の申出があった場合には、可能な限り積極的に口頭意見陳述を実施するよう、再度求める。

以 上